

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）



専決第6号

# 処 分 書

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）について

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月24日

新居浜市長 石川 勝 行

## 令和2年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,712,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,227,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,840,439	12,176,936	20,017,375
	2. 国庫補助金	1,128,697	12,176,936	13,305,633
19. 繰入金		1,470,516	235,850	1,706,366
	1. 基金繰入金	1,470,516	235,850	1,706,366
21. 諸収入		1,764,061	300,000	2,064,061
	3. 貸付金元利収入	1,041,454	300,000	1,341,454
歳入合計		50,515,190	12,712,786	63,227,976

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,227,691	11,996,738	17,224,429
	1. 総務管理費	4,339,125	11,996,738	16,335,863
3. 民生費		21,005,024	175,095	21,180,119
	2. 児童福祉費	8,651,661	175,095	8,826,756
4. 衛生費		4,127,245	2,700	4,129,945
	1. 保健衛生費	1,415,993	2,700	1,418,693
5. 労働費		375,229	36,000	411,229
	1. 労働諸費	375,229	36,000	411,229
7. 商工費		1,532,466	439,041	1,971,507
	1. 商工費	1,532,466	439,041	1,971,507
10. 教育費		4,989,240	63,212	5,052,452
	1. 教育総務費	1,380,145	59,044	1,439,189
	6. 保健体育費	998,674	4,168	1,002,842
歳出合計		50,515,190	12,712,786	63,227,976

歳入歳出予算補正 (歳出)

千円

第2表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	令和3年度から令和4年度まで	34,000
中小企業振興資金預託金（緊急小口融資制度分）	令和3年度から令和6年度まで	800,000
緊急小口融資制度利子補給金	令和3年度から令和6年度まで	26,000